

平成二十五年
一月 中

県報目次

号 外

本紙 第二三九二号から
第二三九九号まで
号外 第一号から
第六号まで

福井県

告示

| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|----|------|--|-----|
| 一 | 号外一 | 公印の調製 | 一 |
| 二 | 二三九二 | 有害な興行の指定 | 四 |
| 三 | 〃 | 有害な凶書等の指定 | 〃 |
| 四 | 号外二 | (起債) 港湾機能施設整備工事(敦賀港CFS上屋建築工事)の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格加する者に必要な資格する医師の指定 | 七 |
| 五 | 二三九三 | 障害者自立支援法に規定する医師の指定 | 八 |
| 六 | 二三九四 | 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 | 一一 |
| 七 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 八 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 九 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一〇 | 〃 | 道路の位置の指定 | 〃 |
| 一一 | 二三九五 | 保安林の指定の予定 | 一五 |
| 一二 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一四 | 〃 | 若狭地域森林計画の樹立および越前地域森林計画の変更 | 〃 |
| 一五 | 二三九六 | 坂井地区広域連合規約の変更の届出 | 一八 |
| 一六 | 〃 | 県統計調査の告示の一部を改正する告示 | 〃 |

| | | | |
|----|------|--------------------------------|---|
| 一七 | 〃 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | 〃 |
| 一八 | 〃 | 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 | 〃 |
| 一九 | 〃 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 | 〃 |
| 二〇 | 〃 | 社会福祉士及び介護福祉士の規定による登録特定行為事業者の登録 | 〃 |
| 二一 | 〃 | 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の変更 | 〃 |
| 二二 | 〃 | 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧 | 〃 |
| 二三 | 〃 | 土地収用法の規定による事業の認定 | 〃 |
| 二四 | 〃 | 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | 〃 |
| 二五 | 〃 | 土砂災害警戒区域の指定 | 〃 |
| 二五 | 二三九七 | 母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定 | 〃 |
| 二六 | 〃 | 都市計画事業の認可 | 〃 |
| 二七 | 〃 | 国土調査の成果の認証 | 〃 |
| 二八 | 〃 | 県営土地改良事業の工事を完了 | 〃 |

公告

| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|----|------|--------------------------------|-----|
| 二九 | 〃 | 土地改良区の定款変更の認可 | 〃 |
| 三〇 | 二三九八 | 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更 | 二五 |
| 三一 | 〃 | 指定採取源の指定の解除 | 〃 |
| 三二 | 〃 | 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | 〃 |
| 三三 | 二三九九 | 土地改良区の合併の認可 | 二九 |
| 三四 | 〃 | 道路の区域の変更 | 〃 |
| 三五 | 〃 | 道路の供用の開始 | 〃 |
| 三六 | 〃 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 | 四 |
| 三七 | 二三九二 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | 八 |
| 三八 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三九 | 二三九四 | 福井県労働委員会の労働者委員の候補者の推薦書の写しの縦覧 | 一一 |
| 四〇 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四一 | 二三九五 | 公共測量の終了 | 一五 |
| 四二 | 二三九六 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見 | 一八 |
| 四三 | 二三九七 | 政府調達に関する協定の | 二二 |

選挙管理委員会告示

| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|----|------|---|-----|
| 一 | 二三九三 | 政治団体の設立の届出 | 八 |
| 二 | 〃 | 政治団体の届出事項の異動に係る届出 | 〃 |
| 三 | 〃 | 政治団体の解散の届出 | 〃 |
| 四 | 号外三号 | 福井県選挙管理委員会委員長の選挙 | 一〇 |
| 五 | 〃 | 福井県選挙管理委員会の委員長に事故があるとき、または欠けたときその職務を代理する委員の指定 | 〃 |
| 六 | 号外五号 | 条例の制定または改廃の請求および監査の請求の | 二二 |

| | | | |
|---|------|--|----|
| 七 | “ | ための連署に必要な選挙権を有する者の数 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | “ |
| 八 | “ | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | “ |
| 九 | 一三九七 | 政治団体の設立の届出 | 二二 |
| 〇 | “ | 政治団体の届出事項の異動に係る届出 | “ |
| 一 | “ | 政治団体の解散の届出 | “ |
| 二 | 号外六号 | 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 二八 |
| 三 | “ | 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | “ |
| 四 | “ | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | “ |

監査委員告示

| | | | | | |
|----|------|---|---|----------------|-----|
| 番号 | 号 | 数 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 一 | 二三九四 | | | 監査の結果に関する報告の公表 | 一一 |

公安委員会規則

| | | | | | |
|----|------|---|---|-----------------------|-----|
| 番号 | 号 | 数 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 一 | 二三九九 | | | 福井県警察署協議会規則の一部を改正する規則 | 二九 |

公安委員会規程

| | | | | | |
|----|------|---|---|---------------------------------|-----|
| 番号 | 号 | 数 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 一 | 二三九四 | | | 自動車運転代行業者に対する行政処分取扱規程の一部を改正する規程 | 一一 |

公安委員会告示

| | | | | | |
|----|------|---|---|--|-----|
| 番号 | 号 | 数 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 六 | 号外四号 | | | 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正 | 一八 |
| 三 | 二三九八 | | | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律および警備法の規定による医師の指定 | 二五 |

平成二十五年
二月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四〇〇号から
第二四〇七号まで
号外 第七号から
第一五号まで

福井県

条 例

番号 号 数 件 名 掲載日

一 号外一五 福井県職員等の退職手当 二八
に関する条例等の一部を
改正する条例

規 則

番号 号 数 件 名 掲載日

一 号外七 栄養士法施行細則の一部 六
を改正する規則

二 “ クリーニング業法施行細
則の一部を改正する規則

三 “ 調理師法施行細則の一部
を改正する規則

四 “ 福井県製菓衛生士法施行
細則の一部を改正する規
則

五 二四〇六 福井県立看護専門学校学 二二
則の一部を改正する規則

六 “ 福井県立看護専門学校の
授業料の減免および徴収
猶予ならびに入学料の減
免に関する規則の一部を
改正する規則

告 示

番号 号 数 件 名 掲載日

三六 二四〇〇 有害な興行の指定 一

三七 “ 有害な図書等の指定 “

三八 “ 救急業務に係る医療機関
の認定 “

三九 “ 平成二十五年年度における
保安林の皆伐による立木
の伐採につき許可すべき
皆伐面積の限度の公表
保安林の指定施業要件の
変更の予定 “

四〇 “ 土地改良区の定款変更の
認可 “

四一 “ 道路の区域の変更 “

四二 “ 道路の供用の開始 “

四三 “ 国土調査の成果の認証 “

四四 “ “

四五 “ 土地改良区の合併の認可
都市計画の変更案の縦覧 “

四六 二四〇一 “ “ 五

四七 “ “

四八 “ 土地改良区の合併の認可
都市計画の変更案の縦覧 “

四九 “ “

五〇 “ “

五一 “ “

五二 二四〇二 障害者自立支援法の規定
による指定自立支援医療
機関の指定 “ 八

五三 二四〇三 身体障害者福祉法に規定
する医師の辞退 “ 二

五四 “ 県営土地改良事業の計画
の決定および関係書類の
縦覧 “ “

五五 “ “

五六 “ “

五七 “ “

五八 “ “

五九 “ “

六〇 “ 保安林の指定施業要件の
変更の予定 “

六一 “ “

六二 “ 土地改良区の定款変更の
認可 “

六三 “ 道路の区域の変更 “

六四 “ 道路の供用の開始 “

六五 二四〇四 介護保険法の規定による
指定居宅サービス事業者
の指定 “ 一五

六六 “ 介護保険法の規定による
指定居宅サービス事業者
の廃止 “

六七 “ 介護保険法の規定による
指定居宅介護支援事業者
の指定 “

六八 “ 介護保険法の規定による
指定介護予防サービス事
業者の指定 “

六九 “ 介護保険法の規定による
指定介護予防サービス事
業者の廃止 “

七〇 “ 社会福祉士及び介護福祉
士法の規定による登録特
定行為事業者の登録 “

七一 “ 土地改良区の新たな事業
の施行の適当の決定およ “

七二 “ “ び関係書類の縦覧

七三 “ “ 保安林の指定

七四 “ “ 土地収用法の規定による
事業の認定

七五 二四〇五 道路の区域の変更 “

七六 “ “ 児童福祉法の規定による
指定障害児通所支援事業
所の指定 “

七七 “ “ 障害者自立支援法の規定
による指定障害者福祉サ
ービス事業所の指定 “

七八 号外二二 特定第二号漁業者の共済
契約締結の申込みに係る
同意成立の届出 “ 二〇

七九 二四〇六 第三百七十七回定例福井
県議会の招集 “ 二二

八〇 “ “ 土地改良事業の計画の変
更の適当の決定および関
係書類の縦覧 “

八一 “ “ 保安林の指定の解除の予
定 “

八二 “ “ 道路の区域の変更 “

八三 二四〇七 障害者自立支援法の規定
による指定自立支援医療
機関の指定の辞退 “ 二六

八四 “ “ 障害者自立支援法の規定
による指定自立支援医療
機関の変更 “

番
号
数
件
名
掲
載
日

二四〇五 平成二十五年二月十二日 一九
の退任)
公告(土地改良区の役員

正
誤

” ” ” ”
” ” ” ”
” ” ” ”

平成二十五年
三月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四〇八号から
第二四一六号まで
第 一六号から
第 三一号まで

福 井 県

条 例

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-----------|---|-------|
| 二 号 外 二 二 | 福井県税条例の一部を改正する条例 | 二二 |
| 三 | 福井県職員定数条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 四 | 福井県一般職の職員等の給与に関する条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 四 |
| 五 | 福井県市町振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例 | 五 |
| 六 | 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 六 |
| 七 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 | 七 |
| 八 | 福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 | 八 |
| 九 | 福井県海岸漂着物対策基金条例 | 九 |
| 一〇 | 福井県立すこやかシルバ―病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正 | 一〇 |

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| 二一 | する条例 | 二一 |
| 二二 | 福井県立社会福祉施設に関する条例の一部を改正する条例 | 二二 |
| 二三 | 障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 | 二三 |
| 二四 | 福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 二四 |
| 二五 | 福井県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 二五 |
| 二六 | ふくい健康の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 | 二六 |
| 二七 | 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 二七 |
| 二八 | 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 二八 |
| 二九 | 福井県水源涵養地域保全条例 | 二九 |
| 三〇 | 福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 | 三〇 |
| 三一 | 市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正 | 三一 |

| | | |
|----|---|----|
| 三二 | する条例 | 三二 |
| 三三 | 福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例 | 三三 |
| 三四 | 福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 三四 |
| 三五 | 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第五百五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例 | 三五 |
| 三六 | 福井県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 | 三六 |
| 三七 | 福井県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | 三七 |
| 三八 | 福井県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | 三八 |
| 三九 | 福井県社会福祉施設耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | 三九 |
| 四〇 | 福井県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 | 四〇 |

規 則

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|---------|--|-------|
| 三〇 | 医療施設耐震化基金条例の一部を改正する条例 | 三〇 |
| 三一 | 福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | 三一 |
| 三二 | 福井県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 三二 |
| 三三 | 福井県税条例の一部を改正する条例 | 三三 |
| 三四 | 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 三四 |
| 三七 | 福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 三七 |
| 三八 | 福井県保護施設等の設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 三八 |
| 三九 | 福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 三九 |
| 四〇 | 福井県養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 四〇 |

| | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|-------------------------------------|
| 一 | 福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 二一 | 福井県福祉ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 三二 | 福井県立すこやかシルバール病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 | 四五 | 福井県事務委任規則の一部を改正する規則 |
| 二 | 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則 | 二二 | 福井県地域活動支援センターの設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 三三 | 福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 | 四六 | 号外二八 障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 |
| 三 | 福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則 | 二三 | 福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則 | 三四 | 二四二六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 四七 | 福井県水源涵養地域保全条例施行規則 |
| 四 | 福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則 | 二四 | 福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則 | 三五 | 福井県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 | 四九 | 号外二九 福井県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 五 | 福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例施行規則 | 二五 | 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 三六 | 福井県立社会福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 八五 | 二四〇八 救急業務に係る医療機関の認定 |
| 六 | 福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 二六 | 福井県婦人保健施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 三七 | 福井県こども療育センター管理規則の一部を改正する規則 | 八六 | 漁業法および漁業調整規則違反に関する公開の聴聞の実施 |
| 七 | 福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則 | 二七 | 福井県道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則 | 三八 | 母子保健法施行細則の一部を改正する規則 | 八七 | 県営土地改良事業に係る換地処分 |
| 八 | 福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 二八 | 二四一四 福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則 | 三九 | 福井県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 | 八八 | 自動車専用道路の指定 |
| 九 | 福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則 | 二九 | 二九 森林法施行細則の一部を改正する規則 | 四〇 | 福井県立産業技術専門学院規則の一部を改正する規則 | 八九 | 二四〇九 救急業務に係る医療機関の認定 |
| 一〇 | 福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則 | 三〇 | 号外二三 福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 | 四一 | 福井県都市公園の管理に関する規則の一部を改正する規則 | 九〇 | 土地改良区の定款変更の認可 |
| | | 三一 | 三二 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 | 四二 | 福井県財務規則の一部を改正する規則 | 九一 | 道路の区域の変更 |
| | | | | 四三 | 号外二五 福井県行政組織規則の一部を改正する規則 | 九二 | 二四一〇 有害な興行の指定 |
| | | | | 四四 | 福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 | 九三 | 有害な図書等の指定 |
| | | | | | | 九四 | 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の変更 |
| | | | | | | 九五 | 二四一一 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 |
| | | | | | | 九六 | 保安林の指定の解除の予定 |

告示

番号 号 数 件 名 掲載日

| | | | |
|----|------|-----------------------------|----|
| 八五 | 二四〇八 | 救急業務に係る医療機関の認定 | 一 |
| 八六 | | 漁業法および漁業調整規則違反に関する公開の聴聞の実施 | |
| 八七 | | 県営土地改良事業に係る換地処分 | |
| 八八 | | 自動車専用道路の指定 | |
| 八九 | 二四〇九 | 救急業務に係る医療機関の認定 | 五 |
| 九〇 | | 土地改良区の定款変更の認可 | |
| 九一 | | 道路の区域の変更 | |
| 九二 | 二四一〇 | 有害な興行の指定 | 八 |
| 九三 | | 有害な図書等の指定 | |
| 九四 | | 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の変更 | |
| 九五 | 二四一一 | 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 | 一二 |
| 九六 | | 保安林の指定の解除の予定 | |

| | | |
|------|--|----|
| 〃 | 平成二十五年木造建築士試験の実施 | 〃 |
| 二四〇九 | 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請 | 五 |
| 〃 | 平成二十五年調理師試験の実施 | 〃 |
| 〃 | 平成二十五年製菓衛生師試験の実施 | 〃 |
| 二四一〇 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 八 |
| 〃 | 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定による海洋生物資源の保存および管理に関する計画の変更 | 〃 |
| 二四一一 | 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 | 一二 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 二四一二 | 建築士の免許の取消し | 〃 |
| 〃 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見 | 一五 |
| 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| 二四一三 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | 一九 |
| 二四一四 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見 | 二二 |
| 〃 | 所在の不明な者に対する保安林の指定の予定の通知 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 開発行為に関する工事の | 〃 |

| | | |
|------|-----------------------------------|----|
| 〃 | 完了 | 〃 |
| 二四一五 | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | 二六 |
| 〃 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見 | 〃 |
| 〃 | 建設業法の規定に基づく建設業者の建設業許可の取消し | 〃 |
| 二四一六 | (仮称)南越前・敦賀風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧 | 二九 |
| 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| 〃 | 土地改良区の役員の退任 | 〃 |
| 〃 | 公共測量の終了 | 〃 |

議会告示

教育委員会規則

教育委員会告示

| | | |
|---------|---|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一 号外二六 | 福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する告示 | 一 |
| 二 〃 | 〃 | 〃 |
| 三 号外二五 | 福井県企画参事会設置規程の一部を改正する訓令 | 二九 |
| 四 号外二六 | 福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令 | 〃 |
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一 二四〇八 | 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令 | 一 |
| 二 〃 | 福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 〃 |
| 三 号外二六 | 福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 二九 |
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一八 二四〇八 | 政治団体の設立の届出 | 一 |
| 一九 〃 | 政治団体の届出事項の異動に係る届出 | 〃 |
| 二〇 〃 | 政治団体の解散の届出 | 〃 |
| 二一 〃 | 資金管理団体の指定の届 | 〃 |

教育委員会訓令

教育委員会教育長訓令

選挙管理委員会告示

| | | |
|----|------|--|
| 二二 | 〃 | 出 |
| 二三 | 号外一七 | 公職選挙法事務規程の一部を改正する告示 |
| 二四 | 〃 | 〃 |
| 二五 | 〃 | 〃 |
| 二六 | 号外一八 | 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 |
| 二七 | 〃 | 〃 |
| 二八 | 〃 | 〃 |
| 二九 | 二四一五 | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 |
| 三〇 | 〃 | 〃 |
| 三一 | 二四一五 | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 |
| 三二 | 〃 | 〃 |
| 三三 | 〃 | 〃 |
| 三四 | 〃 | 〃 |
| 三五 | 〃 | 〃 |
| 三六 | 〃 | 〃 |

公立大学法人福井県立大学公告

番号 数 件 名 掲載日

二四二一 一般競争入札の実施 一二

〃 〃 〃 〃

正 誤

番号 数 件 名 掲載日

二四二二 平成二十四年十二月二十一

五日福井県告示第五百三十九号(保安林の指定の予定)

〃 平成二十四年十二月二十

五日福井県告示第五百四十一号(保安林の指定の予定)

〃 平成二十四年十二月二十

五日福井県告示第五百四十九号(保安林の指定の予定)

〃 平成二十五年一月十五日

福井県告示第十一号(保安林の指定の予定)

〃 平成二十五年一月十五日

福井県告示第十二号(保安林の指定の予定)

〃 平成二十五年一月十五日

福井県告示第十三号(保安林の指定の予定)

平成二十五年
四月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四一七号から
第二四二五号まで
号外 第三二二号から
第四二二号まで

福井県

規 則

番号 号 外 三 八 件 名 掲 載 日
五〇 福井県一般職の職員等の
給与に関する条例および
福井県一般職の職員等の
特殊勤務手当に関する条
例の一部を改正する条例
の一部の施行期日を定め
る規則

一七二

主任者免状ならびに液化
石油ガス設備士免状の交
付事務の委託

一七三

保育士登録等に係る手
料の収納事務委託

一七四

福井県立病院の診療業
務に係る使用料および手
料の徴収事務委託

一七五

福井県立病院医業未収
金個人負担金回収業務に
係る使用料および手数料
の徴収事務委託

一七六

救急業務に係る医療機
関の認定

一七七

動物愛護管理に関する
手数料の徴収事務委託

一七八

福井県立恐竜博物館の
観覧料等の徴収事務委託

一七九

福井県立一乗谷倉氏遺
跡資料館の観覧料の徴
収事務委託

一八〇

福井県財務規則第五
十六條の規定に基づく指
定代理納付者の指定

一八一

林業・木材産業改善資
金の貸付けの事業に係る
償還金の収納事務委託

一八二

浅水駅前駐車場の駐
車料

一八三

金の徴収事務委託

一八四

港湾施設使用料等の
徴収事務委託

一八五

臨界中央公園の有料
公園施設の使用料の徴
収事務委託

一八六

県営住宅および県営
改良住宅の名称、位置
等

一八七

福井県営住宅を既に
退去した者の県営住宅
使用料および県営住宅
駐車場の使用料の未収
金の収納事務委託

一八八

福井県立図書館の複
写手数料の徴収事務委
託

一八九

平成二十五年度の包
括外部監査契約の締結

一九〇

パークキング・メー
ターの作動およびパーク
キング・チケットの発
給に係る手数料の徴収
事務委託

一九一

号外三四 公印の調製および
廃止

一九二

号外三五 坂井地区広域連
合規約の変更の許可

一九三

福井県生活学習館の
施設等の使用料の徴収
事務委託

一九四

歴史博物館図録販売
等販売金および幾久公
園テニスコート使用料
の徴収

一九五

事務委託
救急業務に係る医療
機関の認定

一九六

保安林の指定の予
定

一九七

狩猟税証紙売りさば
き人の指定の一部改
正

一九八

介護保険法施行令の
規定による市町村事務
受託法人の変更の届
出

一九九

保安林の指定施業要
件の変更の予定

二〇〇

土地改良区の定款
変更の認可

二〇一

都市計画事業の認
可

二〇二

道路の区域の変更

二〇三

道路の供用の開始

二〇四

指定試験機関の名称
変更の届出

二〇五

指定試験機関の名称
変更の届出

二〇六

身体障害者福祉法に
規定する医師の指定

二

五

五

九

九

九

九

九

九

九

九

九

告 示

番号 号 外 三 三 件 名 掲 載 日
一六八 平成二十五年度特定調
達契約に係る競争入札に
参加する者に必要な資
格

一六九 平成二十五年度の自衛官
候補生の募集

一七〇 福井県若狭湾エネルギー
研究センターの施設、設
備等の使用料等の徴収
事務委託

一七一 高圧ガス製造保安責任
者免状および高圧ガス販
売

福井県報号外

平成二十五年四月目次

(火、金曜日発行)

四四 〃 消しの届出

四四 〃 資金管理団体でなくなつた旨の届出

四五 〃 平成二十三年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正

四六 〃 衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県各選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

四七 〃 福井県議会議員補欠選挙(福井市選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

人事委員会規則

番号 号数 件名 掲載日

一二 号外三五 南越清掃組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会公告

番号 号数 件名 掲載日

二四二四 平成二十五年年度の福井県の職員採用I種試験の実施

〃 平成二十五年年度の福井県警察官採用試験の実施

公安委員会告示

番号 号数 件名 掲載日

三一 二四一九 少年指導委員の活動地域ならびにその活動区域

四三 〃 との氏名および住所

四三 〃 警備員指導教育責任者講習の実施

四四 〃 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施

四一 二四二〇 福井県交通安全活動推進センターの名称等の変更の届出

四六 号外三七 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正

五三 二四二四 技能検定員審査の実施

五四 〃 教習指導員審査の実施

五五 号外四一 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正

福井海区漁業調整委員会告示

番号 号数 件名 掲載日

二 号外四二 福井海区漁業調整委員会指示第二十五―二号の規定に基づく様式

福井海区漁業調整委員会指示

番号 号数 件名 掲載日

二五の二 号外四二 漁業法第六十七条第一項三〇の規定に基づく指示

正誤

番号 号数 件名 掲載日

二四一七 平成二十四年十二月二十九日福井県告示第五百三十九号(保安林の指定の

二四一八 平成二十五年一月十五日福井県告示第十三号(保安林の指定の予定)

〃 平成二十五年三月二十二日福井県公告(所在の不明な者に対する保安林の指定の予定の通知)

〃 平成二十五年三月二十九日福井県規則第四十八号(福井県奨学育英資金貸付基金管理規則の一部を改正する規則)

二四二〇 平成二十五年三月二十九日福井県規則第四十九号(福井県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則)

〃 平成二十五年三月二十九日福井県人事委員会規則第四号(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

号外三七 平成二十五年三月二十九日福井県公安委員会告示第三十六号(道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正)

二四二四 平成二十五年四月十二日福井県公安委員会告示第四十一号(福井県交通安全活動推進センターの名称等の変更の届出)

〃 平成二十五年四月二日正

〃

平成二十五年
五月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四二六号から
第二四三三号まで
第 四三号から
第 四九号まで

福 井 県

告 示

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|---------|--|----------|
| 二六一 | 丹南総合公園体育館建築 工事の請負契約に係る一 般競争入札に参加する者 に必要な資格 | 二六八 二四二七 |
| 二六二 | 受胎調節実地指導員の指 定 | 二六九 〃 |
| 二六三 | 県営第一工業用水道事業 集水埋渠更新工事の請負 契約に係る一般競争入札 に参加する者に必要な資 格 | 二七〇 〃 |
| 二六四 | 臨海下水道事業排水処理 施設(土木)増設工事そ の1の請負契約に係る一 般競争入札に参加する者 に必要な資格 | 二七一 〃 |
| 二六五 | 臨海下水道事業排水処理 施設(土木)増設工事そ の2の請負契約に係る一 般競争入札に参加する者 に必要な資格 | 二七二 〃 |
| 二六六 | 特定第二号漁業者に対す る共済契約の締結の申込 みに係る同意成立の届出 | 二七三 〃 |
| 二六七 | 九頭竜川流域下水道事業 汚泥消化タンク設備増 設(機械)工事の請負契 約に係る一般競争入札に 参加する者に必要な資格 | 二七四 号外四七 |
| 二七八 | 有害な興行の指定 | 二七五 〃 |
| 二七九 | 有害な図書等の指定 | 二七六 〃 |
| 二八〇 | 社会福祉士及び介護福祉 士法の規定による登録特 定行為事業者の登録 | 二七七 〃 |
| 二八一 | 社会福祉法人の設立の認 可 | 二七八 〃 |
| 二八二 | 農地保有合理化事業規程 の変更の承認 | 二七九 〃 |
| 二八三 | 土地改良区の定款変更の 認可 | 二八〇 〃 |
| 二八四 | 内水面に係る共同漁業お よび区画漁業の免許の内 容たるべき事項の決定 | 二八一 〃 |
| 二八五 | 海面に係る共同漁業、区 画漁業および定置漁業の 免許の内容たるべき事項 の決定 | 二八二 〃 |
| 二八六 | 大学連携リーグ及書販売 代金の徴収事務委託 | 二八三 〃 |
| 二八七 | 県営土地改良事業の工事 の完了 | 二八四 〃 |
| 二八八 | 土地改良区の定款変更の 認可 | 二八五 〃 |
| 二八九 | 都市計画事業の事業計画 の変更の認可 | 二八六 〃 |
| 二九〇 | 障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律の規定によ る指定障害福祉サービ ス事業者の指定 | 二八七 〃 |
| 二九一 | 障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律の規定によ る指定一般相談支援事 業者の指定 | 二八八 〃 |
| 二九二 | 児童福祉法の規定による 指定障害児通所支援事 業者の指定 | 二八九 〃 |
| 二九三 | 障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律の規定によ る指定自立支援医療機 関の指定 | 二九〇 〃 |
| 二九四 | 福井ふるさと百景ガイド ブックの販売代金の徴収 事務委託 | 二九一 〃 |
| 二九五 | 漁船保険義務加入の同意 成立の届出 | 二九二 〃 |
| 二九六 | 〃 | 二九三 〃 |
| 二九七 | 〃 | 二九四 〃 |
| 二九八 | 〃 | 二九五 〃 |
| 二九九 | 〃 | 二九六 〃 |
| 三〇〇 | 土地改良区の定款変更の 認可 | 三〇〇 〃 |
| 三〇一 | 道路の位置の指定 | 三〇一 〃 |
| 三〇二 | 障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律の規定によ る指定自立支援医療機 関の指定の変更 | 三〇二 〃 |
| 三〇三 | 保安林の指定の予定 | 三〇三 〃 |
| 三〇四 | 〃 | 三〇四 〃 |
| 三〇五 | 〃 | 三〇五 〃 |
| 三〇六 | 〃 | 三〇六 〃 |
| 三〇七 | 〃 | 三〇七 〃 |
| 三〇八 | 〃 | 三〇八 〃 |
| 三〇九 | 〃 | 三〇九 〃 |
| 三一〇 | 道路の位置の指定 | 三一〇 〃 |
| 三一〇 | 介護保険法の規定による 指定居宅サービス事業者 の指定 | 三一〇 二四三一 |
| 三一一 | 介護保険法の規定による 指定居宅サービス事業者 の指定 | 三一一 〃 |
| 三一二 | 介護保険法の規定による 指定介護予防サービス事 業者の指定 | 三一二 〃 |
| 三一二 | 介護保険法の規定による 指定介護予防サービス事 業者の指定 | 三一二 〃 |
| 三一三 | 保安林の指定の予定 | 三一三 〃 |
| 三一四 | 〃 | 三一四 〃 |
| 三一五 | 土地改良区の定款変更の 認可 | 三一五 〃 |

正 誤

番 号 数 件 名 掲載日

二四三二 平成二十五年五月十四日 二八

福井県告示第二百七十五号（海面に係る共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定）

| 番号 | 件名 | 掲載日 | 番号 | 件名 | 掲載日 | 番号 | 件名 | 掲載日 |
|-----------|---|-----|------|--|-----|------|---|-----|
| 四一 | 定行為事業者の登録 都市計画事業の事業計画 の変更の認可 | 二 | 二四四二 | 公共測量の実施 | 二 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四二 | 土地改良区の定款変更の 認可 | 〃 | 二四四三 | 特定非営利活動法人の設 立の認証の申請 | 五 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四三 | 土地改良区の定款変更の 認可 | 〃 | 〃 | 平成二十五年調理解師試 験合格者の受験番号 | 〃 | 二四四六 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の落札 者の決定 | 一六 |
| 四四 | 臨海下水道事業排水処理 施設(機械)増設工事そ のの請負契約に係る一 般競争入札に参加する者 に必要な資格 | 二六 | 〃 | 平成二十五年製菓衛生 師試験合格者の受験番号 | 〃 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の落札 者の決定 | 〃 |
| 四五 | 臨海下水道事業排水処理 施設(電気)増設工事そ のの請負契約に係る一 般競争入札に参加する者 に必要な資格 | 〃 | 〃 | 海洋生物資源の保存及び 管理に関する法律の規定 による海洋生物資源の保 存および管理に関する計 画の変更 | 〃 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| 四六 | 市街地再開発組合の定款 変更の認可 | 〃 | 〃 | 公共測量の実施 | 〃 | 二四四七 | 指定管理者の指定 | 〃 |
| 四七 | 有害な興行の指定 | 三〇 | 号外六五 | 平成二十五年行政書士 試験の実施 | 八 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の落札 者の決定 | 一九 |
| 四八 | 有害な図書等の指定 | 〃 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 九 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| 四九 | 母子保健法の規定による 養育医療を担当させる機 関の指定 | 〃 | 〃 | 所在の不明な者に対す る保安林の指定の通知 | 〃 | 〃 | 特定非営利活動法人の定 款の変更認証の申請 | 〃 |
| 四〇 | 道路の区域の変更 | 〃 | 二四四五 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 二 | 〃 | 公共測量の終了 | 〃 |
| 四一 | 道路の供用の開始 | 〃 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 | 〃 | 公共測量の実施 | 〃 |
| 訓令 | | | 〃 | 大規模小売店舗立地法の 規定による大規模小売店 舗の新設の届出 | 〃 | 二四四八 | 公益社団法人全国公営住 宅火災共済機構の平成二 十四年度の事業の経営状 況の公表 | 二三 |
| | | | 〃 | 平成二十五年職業訓練 指導員試験の実施 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 番号 件名 掲載日 | | | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の落札 者の決定 | 〃 |
| 六 | 福井県事務決裁規程の一 部を改正する訓令 | 三一 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 | 号外六九 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 三〇 |
| 七 | 福井県出納事務決裁規程 の一部を改正する訓令 | 〃 | 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 | 号外七〇 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 三一 |
| 公告 | | | 〃 | 土地改良区の役員の実施 | 〃 | 〃 | 土地改良区の役員の実施 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 土地改良区の役員の実施 | 〃 | 〃 | 土地改良区の役員の実施 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 土地改良区の役員の実施 | 〃 | 〃 | 土地改良区の役員の実施 | 〃 |

教育委員会生告示

番号 数 件 名 掲載日
八 二四四三 福井県指定有形文化財の
指定の解除 五

選挙管理委員会告示

番号 数 件 名 掲載日

七一 号外六〇 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける選挙人名簿の登録
について被登録資格の決
定の基準となる日、登録
を行う日および縦覧に供
する期間

七二 号外六一 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける在外選挙人名簿に
係る縦覧に供する期間
条例の制定または改廃の
請求および監査の請求の
ための連署に必要な選挙
権を有する者の数

七三 号外六一 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける在外選挙人名簿に
係る縦覧に供する期間
条例の制定または改廃の
請求および監査の請求の
ための連署に必要な選挙
権を有する者の数

七四 号外六一 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける在外選挙人名簿に
係る縦覧に供する期間
条例の制定または改廃の
請求および監査の請求の
ための連署に必要な選挙
権を有する者の数

七五 号外六一 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける在外選挙人名簿に
係る縦覧に供する期間
条例の制定または改廃の
請求および監査の請求の
ための連署に必要な選挙
権を有する者の数

七六 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙区を選
挙長および同選挙長に事
故があり、または欠けた
場合においてその職務を
代理すべき者

七七 号外六二 平成二十五年執行の参議院比例代表選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長および同選挙分会長に
事故があり、または欠け
た場合においてその職務
を代理すべき者

七八 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙区を選
挙長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

七九 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八〇 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八一 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八二 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八三 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八四 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八五 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八六 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八七 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八八 号外六二 平成二十五年執行の参議院選挙区選出議員選挙に

おける福井県選挙分会
長が職務を行う場所
平成二十五年執行の参議
院比例代表選出議員選挙
における福井県選挙分会
長が職務を行う場所

八九 号外六三 平成二十五年七月二十一

日執行の参議院選挙区選
出議員選挙の福井県選挙
区における選挙運動に関
する支出金額の制限額

九〇 号外六八 平成二十五年七月二十一

日執行の参議院選挙区選
出議員選挙の福井県選挙
区における選挙運動に関
する支出金額の制限額

日執行の参議院選挙区選
出議員選挙の福井県選挙
区における当選人

参議院選挙区選出議員選挙 福井県選挙区選挙長告示

番号 数 件 名 掲載日
一 号外六二 平成二十五年七月二十一

日に執行される参議院選
挙区選出議員選挙の福井
県選挙区における選挙会
の選挙立会人を定めるた
めのくじを行う日時およ
び場所

二 号外六四 平成二十五年七月二十一

日に執行される参議院選
挙区選出議員選挙の福井
県選挙区における候補者

参議院比例代表選出議員選挙 福井県選挙分会長告示

番号 数 件 名 掲載日
一 号外六二 平成二十五年七月二十一

日に執行される参議院比
例代表選出議員選挙にお
ける福井県選挙分会の選
挙立会人を定めるための
くじを行う日時および場
所

公安委員会生告示

番号 数 件 名 掲載日

| | | | |
|----|------|-----------------------------|----|
| 九四 | 号外六七 | 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正 | 一九 |
| 九七 | 二四四九 | 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施 | 二六 |

収用委員会公告

| | | | | | |
|------|---|---|---|--------------------------|-----|
| 番号 | 号 | 数 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 二四四九 | | | | 土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始の決定 | 二六 |
| 〃 | | | | 土地収用法の規定による審理の開始 | 〃 |

福井県市町村職員共済組合公告

| | | | | | |
|------|---|---|---|---------------------------|-----|
| 番号 | 号 | 数 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 二四四二 | | | | 福井県市町村職員共済組合の平成二十四年度決算の要旨 | 二 |

正誤

| | | | | | |
|------|---|---|---|--|-----|
| 番号 | 号 | 数 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 二四四三 | | | | 平成二十五年六月二十一日福井県公安委員会告示第八十四号(道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正) | 五 |

平成二十五年
八月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四五一号から
第二四五九号まで
号外 第七一号から
第七三号まで

福井県

規 則

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|---------|-----------------------------------|-------|
| 五七 二四五五 | 福井県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 | 一六 |
| 五九 号外七三 | 福井県都市公園の管理に関する規則の一部を改正する規則 | 三〇 |
| 六〇 | 福井県動物の愛護および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 六一 | 福井県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 | 〃 |
| 六二 | 福井県都市公園の管理に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |

告 示

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|----------|--|-------|
| 四二二 二四五五 | 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧 | 二 |
| 四二三 | 〃 | 〃 |
| 四二四 二四五三 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス | 九 |

四二五

事業者の指定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定

四二六

道路の位置の指定
母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定

四二七

道路の位置の指定
母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定

四二八

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定

四二九

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止

四三〇

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定

四三一

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止

四三二

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退

四三三

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定

四三四

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止

四三五

母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定

四三六

道路の位置の指定

四三七

土地改良区の定款変更の認可

四三八

福井県都市計画道路事業の認可

四三九

道路の供用の開始

四四〇

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可

四四一

福井県内の国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域および基準の特例

四四二

救急業務に係る医療機関の認定

四四三

救急業務に係る医療機関の申出の撤回

四四四

道路の区域の変更

四四四

道路の供用の開始

四四五

〃

四四六

〃

四四七

〃

四四八

道路の供用の開始

四四九

急傾斜地崩壊危険区域の指定

四五〇

土地地区画整理事業の換地処分の届出

四五一

県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等の一部を改正する告示

公 告

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|----------|-----------------------------------|-------|
| 四五二 号外七三 | 都市公園の供用の開始 | 三〇 |
| 二四五五 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見 | 二 |
| 二四五三 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 | 〃 |
| 二四五二 | 平成二十五年年度採石業務管理者試験の実施 | 〃 |
| 二四五二 | 平成二十五年年度砂利採取業務主任者試験の実施 | 〃 |
| 二四五二 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 六 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 土地改良区の役員の退任 | 〃 |
| 〃 | 土地改良区の役員の就任 | 〃 |
| 二四五三 | 特定非常利活動法人の定款の変更認証の申請 | 九 |
| 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に | 〃 |

| | | | |
|---------------------------------------|---|---|---|
| 係る一般競争入札の落札者の決定 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 福井県水源涵養地域保全条例の規定による水源涵養地域の指定の予定 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 公共測量の実施 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 立の認証の申請 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 立の認証の申請 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 立の認証の申請 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | |
|---------------------------------------|---|---|---|
| 適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 土地改良区の役員の退任 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習の実施 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定管理者の募集 | 〃 | 〃 | 〃 |

選挙管理委員会告示

| | | |
|----|-------------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 九一 | 政治団体の設立の届出 | 六 |
| 九二 | 政治団体の届出事項の異動に係る届出 | 〃 |

人事委員会規則

| | | |
|----|-------------------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一五 | 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 二 |

公安委員会規則

| | | |
|----|-------------------------------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 八 | 交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則 | 三〇 |

公安委員会告示

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一〇八 | 号外七二 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正 | 二二 |
| 一〇九 | 二四五七 技能検定員審査の実施 | 二三 |
| 一一〇 | 〃 教習指導員審査の実施 | 〃 |

福井海区漁業調整委員会指示

| | | |
|------|---------------------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 二五―三 | 二四五九 漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示 | 三〇 |
| 二五―四 | 〃 | 〃 |
| 二五―五 | 〃 | 〃 |
| 二五―六 | 福井海区漁業調整委員会指示の廃止 | 〃 |

公立大学法人福井県立大学公告

| | | |
|------|-----------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 二四六〇 | 一般競争入札の実施 | 三〇 |

正誤

| | | |
|------|-------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 二四五二 | 平成二十五年五月十四日 | 六 |

| | |
|--|------|
| 福井県告示第二百七十五号（海面に係る共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定） | 二四五六 |
| 日福井県告示第三百号（保安林の指定の予定） | 〃 |
| 平成二十五年五月二十一日福井県告示第三百五号（保安林の指定の予定） | 〃 |
| 日福井県告示第三百五号（保安林の指定の予定） | 〃 |
| 平成二十五年五月二十一日福井県告示第三百五号（保安林の指定の予定） | 〃 |

平成二十五年
九月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四六〇号から
第二四六七号まで
第 七四号から
第 八一号まで

福井県

告 示

| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|-----|------|--|-----|
| 四五三 | 号外七四 | 海面に係る共同漁業権、区画漁業権および定置漁業権の設定 | 二 |
| 四五四 | 〃 | 内水面に係る共同漁業権および区画漁業権の設定 | 〃 |
| 四五五 | 〃 | 内水面における第五種共同漁業に係る遊漁規則の認可 | 〃 |
| 四五六 | 号外七五 | 平成二十五年における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の限度の公表 | 二 |
| 四五七 | 二四六一 | 福井県水源涵養地域保全条例の規定による水源涵養地域の指定 | 六 |
| 四五八 | 二四六二 | 有害な興行の指定 | 一〇 |
| 四五九 | 〃 | 有害な図書等の指定 | 〃 |
| 四六〇 | 〃 | 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録 | 〃 |
| 四六一 | 〃 | 林業種苗生産事業者の登録 | 〃 |
| 四六二 | 号外七八 | 第三百七十九回定例福井県議会の招集 | 一一 |
| 四六三 | 二四六三 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定によ | 一三 |

| | | | |
|-----|------|--|----|
| 四六四 | 〃 | 指定自立支援医療機関の指定 | 〃 |
| 四六五 | 〃 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定 | 〃 |
| 四六六 | 〃 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の廃止 | 〃 |
| 四六七 | 〃 | 母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定 | 〃 |
| 四六八 | 〃 | 農業振興地域の区域の変更 | 〃 |
| 四六九 | 〃 | 土地改良事業の計画の変更の適当の決定および関係書類の縦覧 | 〃 |
| 四七〇 | 〃 | 道路の区域の変更 | 〃 |
| 四七一 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四七二 | 二四六四 | 都市計画の変更案の縦覧 | 一七 |
| 四七三 | 二四六五 | 救急業務に係る医療機関の申出の撤回 | 二〇 |
| 四七四 | 二四六六 | 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧 | 二四 |

訓 令

| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|-------|-------|--|-----|
| 四七五 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四七六 | 〃 | 都市計画事業の事業計画の変更の認可 | 〃 |
| 四七六の二 | 七九号の二 | 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害の公示 | 二五 |
| 四七七 | 二四六七 | 「ふれあい文化子どもスクール開催事業」輸送委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格 | 二七 |
| 四七八 | 〃 | 国土調査の成果の認証 | 〃 |
| 四七九 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四八〇 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四八一 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四八二 | 〃 | 漁業法および漁業調整規則違反に関する公開の聴聞の実施 | 〃 |
| 四八三 | 〃 | 証紙売りさばき人の指定の一部改正 | 〃 |
| 八 | 二四六七 | 職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令 | 二七 |

公 告

| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|------|-----|---------------------------------------|-----|
| 二四六〇 | 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 三 |
| 二四六一 | 〃 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見 | 〃 |
| 二四六二 | 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 〃 |
| 二四六三 | 〃 | 平成二十五年前期技能検定（一級、二級、三級および単一等級）の実施 | 〃 |
| 二四六四 | 〃 | 公共測量の実施 | 六 |
| 二四六五 | 〃 | 公共測量の終了 | 〃 |
| 二四六六 | 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 一〇 |
| 二四六七 | 〃 | 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知 | 〃 |
| 二四六八 | 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 一三 |

平成二十五年
十月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四六八号から
第二四七六号まで
第 八二号から
第 八八号まで

福 井 県

条 例

番 号 号 数 件 名 掲 載 日

四三 号外八二 福井県県税条例等の一部を改正する条例 一〇

四四 〃 〃 〃 〃 〃

四五 〃 〃 〃 〃 〃

四六 〃 〃 〃 〃 〃

四七 〃 〃 〃 〃 〃

四八 〃 〃 〃 〃 〃

規 則

番 号 号 数 件 名 掲 載 日

六三 号外八三 福井県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一〇

六四 号外八七 福井県行政組織規則の一部を改正する規則 二五

告 示

六五 号外八八 福井県行政組織規則の一部を改正する規則 二九

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

四九三

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

五〇一

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

番号
二四七一
一般競争入札の実施
一
掲載日

号
二四七一
一般競争入札の実施
一

件
名

一般競争入札の実施

一
掲載日

公安委員会告示

番号 数 件 名 掲載日

一四四 号外八九 道路交通法第四条第一項 一五
の規定による交通の規制

の一部改正

一四六 号外九一 道路交通法第四条第一項 二〇
の規定による交通の規制

の一部改正

の一部改正

一四九 二四八五 警備業法の一部を改正す 二九
る法律附則第五条の規定

による審査の実施

正 誤

番号 数 件 名 掲載日

二四八五 平成二十五年十一月十五 二九

日福井県公告（大規模小

売店舗立地法の規定によ

る大規模小売店舗の変更

の届出）

平成二十五年

十二月 中

県報目次

号 外

本紙 第二四八六号から
第二四九三号まで
第九四号から
第一〇一号まで

福井県

条 例

| | | | |
|----|------|-------------|-----|
| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
| 四九 | 号外九八 | 福井県県税外収入金徴収 | 二〇 |
| | | 条例等の一部を改正する | |
| | | 条例 | |
| 五〇 | 〃 | 福井県一般職の職員等の | 〃 |
| | | 給与に関する条例等の一 | |
| | | 部を改正する条例 | |
| 五一 | 〃 | 福井県自動車駐車場の設 | 〃 |
| | | 置および管理に関する条 | |
| | | 例の一部を改正する条例 | |

規 則

| | | | |
|----|------|-------------|-----|
| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
| 六七 | 二四八八 | 河川法施行条例の一部を | 一〇 |
| | | 改正する条例の施行期日 | |
| | | を定める規則 | |
| 六八 | 〃 | 河川法施行細則の一部を | 〃 |
| | | 改正する規則 | |
| 六九 | 二四九〇 | 福井県核燃料税条例の一 | 一七 |
| | | 部を改正する条例の一部 | |
| | | の施行期日を定める規則 | |
| 七〇 | 〃 | 福井県営住宅条例施行規 | 〃 |
| | | 則の一部を改正する規則 | |
| 七一 | 二四九一 | 災害救助法施行細則の一 | 二〇 |
| | | 部を改正する規則 | |
| 七二 | 号外九九 | 福井県県税条例等の一部 | 二〇 |
| | | を改正する条例の一部の | |

告 示

| | | | |
|-----|------|--------------|-----|
| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
| 七三 | 〃 | 施行期日を定める規則 | 〃 |
| | | 福井県県税条例施行規則 | |
| | | の一部を改正する規則 | |
| 七四 | 〃 | 福井県核燃料税条例施行 | 〃 |
| | | 規則の一部を改正する規 | |
| | | 則 | |
| 七五 | 〃 | 福井県介護保険財政安定 | 〃 |
| | | 化基金条例施行規則の一 | |
| | | 部を改正する規則 | |
| 七六 | 〃 | 福井県国民健康保険広域 | 〃 |
| | | 化等支援基金条例施行規 | |
| | | 則の一部を改正する規則 | |
| 七七 | 〃 | 福井県後期高齢者医療財 | 〃 |
| | | 政安定化基金条例施行規 | |
| | | 則の一部を改正する規則 | |
| 七八 | 〃 | 福井県自動車駐車場の設 | 〃 |
| | | 置および管理に関する条 | |
| | | 例施行規則の一部を改正 | |
| | | する規則 | |
| 七九 | 二四九三 | 福井県公有財産等管理規 | 二七 |
| | | 則の一部を改正する規則 | |
| 八〇 | 〃 | 福井県私立保育所施設整 | 〃 |
| | | 備資金貸付規則の一部を | |
| | | 改正する規則 | |
| 五四七 | 号外九四 | 平成二十五年年度における | 二 |
| | | 保安林の皆伐による立木 | |
| | | の伐採につき許可すべき | |

| | | | |
|-----|------|-------------|-----|
| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
| 五四八 | 二四八六 | 皆伐面積の限度の公表 | 三 |
| | | 社会福祉士及び介護福祉 | |
| | | 士法の規定による登録特 | |
| | | 定行為事業者の登録の変 | |
| | | 更 | |
| 五四九 | 〃 | 急傾斜地崩壊危険区域の | 〃 |
| | | 指定 | |
| 五五〇 | 二四八七 | 有害な興行の指定 | 六 |
| 五五一 | 〃 | 有害な図書等の指定 | 〃 |
| 五五二 | 〃 | 福井県屋外広告物条例第 | 〃 |
| | | 二条および第八条第四項 | |
| | | に規定する地域および範 | |
| | | 囲 | |
| 五五三 | 二四八八 | 障害者の日常生活及び社 | 一〇 |
| | | 会生活を総合的に支援す | |
| | | るための法律の規定によ | |
| | | る指定自立支援医療機関 | |
| | | の指定 | |
| 五五四 | 〃 | 保安林の指定の予定 | 〃 |
| 五五五 | 〃 | 証紙売りさばき人の指定 | 〃 |
| | | の取消し | |
| 五五六 | 二四八九 | 土壌汚染対策法第十一条 | 一三 |
| | | 第一項の規定に基づく形 | |
| | | 質変更時要届出区域の指 | |
| | | 定 | |
| 五五七 | 〃 | 障害者の日常生活及び社 | 〃 |
| | | 会生活を総合的に支援す | |
| | | るための法律の規定によ | |
| | | る指定障害福祉サービ | |
| | | ス事業者の指定 | |
| 五五八 | 〃 | 障害者の日常生活及び社 | 〃 |
| | | 会生活を総合的に支援す | |
| | | るための法律の規定によ | |
| | | る指定障害福祉サービ | |
| | | ス事業者の指定 | |

| | | | |
|-----|------|-------------|-----|
| 番号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
| 五五九 | 〃 | 会生活を総合的に支援す | 〃 |
| | | るための法律の規定によ | |
| | | る指定障害福祉サービ | |
| | | ス事業者の廃止 | |
| | | 児童福祉法の規定による | |
| | | 指定障害児通所支援事業 | |
| | | 者の指定 | |
| 五六〇 | 〃 | 土地改良区の解散 | 〃 |
| 五六一 | 二四九〇 | 県営土地改良事業に係る | 一七 |
| | | 換地計画の決定および関 | |
| | | 係書類の縦覧 | |
| 五六二 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 五六三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 五六四 | 〃 | 土地改良区の定款変更の | 〃 |
| | | 認可 | |
| 五六五 | 〃 | 都市計画の変更案の縦覧 | 〃 |
| 五六六 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 五六七 | 二四九一 | 介護保険法の規定による | 二〇 |
| | | 指定居宅サービス事業者 | |
| | | の指定 | |
| 五六八 | 〃 | 介護保険法の規定による | 〃 |
| | | 指定居宅サービス事業者 | |
| | | の廃止 | |
| 五六九 | 〃 | 介護保険法の規定による | 〃 |
| | | 指定居宅介護支援事業者 | |
| | | の指定 | |
| 五七〇 | 〃 | 介護保険法の規定による | 〃 |
| | | 指定介護予防サービス事 | |
| | | 業者の指定 | |
| 五七一 | 〃 | 介護保険法の規定による | 〃 |
| | | 指定介護予防サービス事 | |
| | | 業者の指定 | |

正 誤

番 号 数 件 名 掲載日

二四九〇 平成二十五年十二月六日 一七

福井県公告(平成二十五

年度クリーニング師試験

の実施)

二四九一 平成二十五年十一月二十 二〇

九日福井県公告(保安林

の指定施業要件の変更の

予定)

